

# 仕 様 書

## 1. 概 要

(1) 件 名 関東農政局茨城県拠点庁舎ほか4庁舎で使用する電気需給契約

(2) 需要場所

- ① 関東農政局茨城県拠点庁舎（茨城県水戸市北見町 1-9）
- ② 関東農政局栃木県拠点庁舎（栃木県宇都宮市中央 2-1-16）
- ③ 関東農政局群馬県拠点庁舎（群馬県前橋市紅雲町 1-2-2）
- ④ 関東農政局千葉県拠点本千葉町庁舎（千葉県千葉市中央区本千葉町 10-18）
- ⑤ 関東農政局千葉県拠点轟町庁舎（千葉県千葉市稲毛区轟町 5-1-4）

(3) 業種及び用途 官公署（事務所）

## 2. 仕 様

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が40%を満たすこと。また、その環境価値について、関東農政局（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

\*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

(1) 供給電気方式等

別紙1のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 別紙2のとおり  
(ただし、その1月の最大需要電力とその前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 : 別紙2のとおり

(3) 使用期間

自 令和8年9月1日0時00分 至 令和9年8月31日24時00分

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 別紙1のとおり
- ② 電力会社の検針方法 : 別紙1のとおり
- ③ 電力量計の構成 : 別紙1のとおり

(5) 需給地点

別紙1のとおり

(6) 電気工作物の財産分界点  
需給地点と同じ

(7) 保安上の責任分界点  
需給地点と同じ

### 3. 電気料金の算定方法等

(1) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（昭和23年法律第108号）に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

ウ 料金その他の計算における合計金額（消費税及び地方消費税を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てることとする。

### 4. 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）について

#### (1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（以下「乙」という。）は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

#### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

乙は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

なお、原則として、取組状況の確認は求めないこととする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率的なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略トップページ）

URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

## 5. その他

- (1) 力率は、使用期間中100%を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 乙は、電気供給事業者の変更等、電気供給に必要なすべての手続きを行うものとし、それによって生じる一切の費用を負担するものとする。
- (4) 再生可能エネルギー電気の確認資料  
乙は、契約年度における電力供給が終了後、原則翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙3「特定電源割当証明書」(以下「割当証明書」という。)を甲に提出すること。但し翌月10日までの提出が難しい場合は、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを割当証明書の提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。  
なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2.仕様」を満たしていない場合、乙は、「2.仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- (5) その他この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

別紙1 供給電気方式等

番号	需要場所	供給電気方式等		電力量等の計量			需給地点
				自動検針装置	電力会社の検針方法	電力量計の構成	
1	関東農政局茨城県拠点庁舎 (茨城県水戸市北見町1-9)	供給電気方式 供給電圧(標準電圧) 計量電圧(標準電圧) 標準周波数 受電方式 非常用自家用発電設備	交流3相3線式 6,000ボルト 6,000ボルト 50ヘルツ 1回線受電 無	有	通信設備等による自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	関東農政局茨城県拠点構内引込第一柱上の 開閉器電源側との接続点。
2	関東農政局栃木県拠点庁舎 (栃木県宇都宮市中央2-1-16)	供給電気方式 供給電圧(標準電圧) 計量電圧(標準電圧) 標準周波数 受電方式 非常用自家用発電設備	交流3相3線式 6,000ボルト 6,000ボルト 50ヘルツ 1回線受電 無	有	通信設備等による自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	関東農政局栃木県拠点構内引込第一柱上の 開閉器電源側との接続点。
3	関東農政局群馬県拠点庁舎 (群馬県前橋市紅雲町1-2-2)	供給電気方式 供給電圧(標準電圧) 計量電圧(標準電圧) 標準周波数 受電方式 非常用自家用発電設備	交流3相3線式 6,000ボルト 6,000ボルト 50ヘルツ 1回線受電 無	有	通信設備等による自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	関東農政局群馬県拠点構内引込第一柱上の 開閉器電源側との接続点。
4	関東農政局千葉県拠点本千葉町庁舎 (千葉県千葉市中央区本千葉町10-18)	供給電気方式 供給電圧(標準電圧) 計量電圧(標準電圧) 標準周波数 受電方式 非常用自家用発電設備	交流3相3線式 6,000ボルト 6,000ボルト 50ヘルツ 1回線受電 無	有	通信設備等による自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	関東農政局千葉県拠点(本千葉町庁舎)構内 引込第一柱上の開閉器電源側との接続点。
5	関東農政局千葉県拠点轟町庁舎 (千葉県千葉市稲毛区轟町5-1-4)	供給電気方式 供給電圧(標準電圧) 計量電圧(標準電圧) 標準周波数 受電方式 非常用自家用発電設備	交流3相3線式 6,000ボルト 6,000ボルト 50ヘルツ 1回線受電 無	有	通信設備等による自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	関東農政局千葉県拠点(轟町庁舎)構内引込 第一柱上の開閉器電源側との接続点。

別紙2 契約電力及び予定使用電力量

需要場所	契約電力 (kW)		予想最大需要電力及び予定使用電力量(kWh)												
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計/最大
関東農政局 茨城県拠点庁舎	81	使用電力量 (kWh)	7,100	8,700	8,700	11,800	19,600	14,400	12,200	8,000	7,000	8,600	11,800	11,900	129,800
		最大需要電力 (kW)	57	33	50	62	81	74	70	81	32	46	59	57	81
関東農政局 栃木県拠点庁舎	44	使用電力量 (kWh)	11,700	8,900	6,900	8,400	10,500	9,200	8,500	7,100	5,700	8,000	10,700	11,800	107,400
		最大需要電力 (kW)	43	37	30	30	34	34	31	44	33	38	43	44	44
関東農政局 群馬県拠点庁舎	40	使用電力量 (kWh)	8,300	5,000	5,200	6,700	7,500	7,300	6,300	4,800	4,800	6,600	8,800	9,300	80,600
		最大需要電力 (kW)	37	28	26	30	35	32	34	38	29	34	38	40	40
関東農政局 千葉県拠点本千葉町庁舎	52	使用電力量 (kWh)	12,400	8,500	5,900	6,600	9,100	7,800	7,100	5,400	5,900	9,600	12,700	12,800	103,800
		最大需要電力 (kW)	48	46	30	29	33	33	32	51	44	48	52	52	52
関東農政局 千葉県拠点轟町庁舎	68	使用電力量 (kWh)	4,700	4,200	3,700	4,600	6,700	5,000	4,800	3,500	3,400	4,200	6,500	6,900	58,200
		最大需要電力 (kW)	68	19	24	29	28	32	34	50	16	33	40	44	68

※1 夏季電力量料金単価適用は、令和8年9月1日から令和8年9月30日及び令和9年7月1日から令和9年8月31日までとし、その他季電力量料金単価適用は、令和8年10月1日から令和9年6月30日までとする。

※2 予定使用電力量は見込みであり、変動する可能性がある。



